

## 個人情報取扱事務の諮問事案書（重要事項の諮問）

個人情報取扱事務の名称	災害時における安否不明者の氏名等の収集、提供及び公表			
事務の所管課等	防災対策課			
諮問事項	住民基本台帳からの個人情報の収集、神奈川県への提供及び公表について			
諮問の理由	<p>災害時に特定の地域が被災し、その地域に居住する市民の安否が不明な場合、安否不明者として公表し情報を広く募ることで、本人や知人から連絡を受け救助対象者の絞り込みにつながるることができる。</p> <p>公表する主体は本市からの情報提供を受けた神奈川県又は本市になり、安否不明者の情報に関しては、被災地域の近隣住民等から収集するほか、保有する住民基本台帳の情報を利用する。</p> <p>住民基本台帳の利用、個人情報の提供及び公表について、個人情報保護条例第8条第3項第3号及び第9条第1項第3号（人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ない必要があると認められる場合）を適用し実施することについて、本審議会に諮問する。</p>			
開始時期	災害により安否不明者が発生した際			
個人の類型	市民			
個人情報の項目名	安否不明者の氏名、性別、年齢、住所			
個人情報を収集する	収集先	安否不明者以外の情報提供者	収集課等	防災対策課
個人情報を利用する	保有課等	戸籍住民課	利用課等	防災対策課
個人情報を提供する	提供課等	防災対策課	提供先	①神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課 ②報道機関 ③市民（HP等で公表）
本人通知の実施の有無	無			
本人通知を行わない場合はその理由	災害時に発生した安否不明者の検索・救助に活用する情報のため、本人通知をすることができない。			